

第三者評価結果報告書

総括	
対象事業所名	ことぶき保育園（2回目受審）
経営主体(法人等)	公益財団法人 神奈川県労働福祉協会
対象サービス	保育分野
事業所住所	〒231-0026横浜市中区寿町3-12-1
設立年月日	昭和40年4月1日
評価実施期間	平成27年6月～28年2月
公表年月	平成28年6月
評価機関名	株式会社R-CORPORATION

総合評価（優れている点、独自に取り組んでいる点、改善すべき事項等）

【立地面での特色】

・ことぶき保育園の経営母体は公益財団法人神奈川県労働福祉協会であり、中区寿町の神奈川県立かながわ労働プラザ7Fに位置し、地域の労働者に対して福祉の充実と雇用の安定に寄与している事業体です。ことぶき保育園は昭和40年に開園し、50周年を迎える歴史ある保育園です。場所は、JR線石川町駅から徒歩6分程度のところにあり、周辺地域は職を求める人たちが起居する簡易宿舎やアパートが立ち並んでおり、園の前の公園では週に1回、昼間、ボランティア団体が炊き出しを行い、近隣からも炊き出しを求める人たちが集まってきましたが、それ以外は平穏であり、道で挨拶を交わすなど近隣関係が保たれています。

・ことぶき保育園の建物は、横浜市が所有する4階建ての建物であり、その1階部分が保育園になっています。2階以上は生活館、学童保育、自治会などが利用しています。定員は60名に対し、現在は在籍児童数66名で構成され、クラス編成は、0～2歳児は年齢別に保育室で保育を行い、3歳児～5歳児は異年齢のクラス設定となっています。園庭は広く、園の目の前には公園もあり、子どもの健康な体作りのために、園庭、公園での遊びを積極的に行い、お天気の日には毎日近隣にお散歩に出かけています。年長児は昼食後に、前の公園で町内会の方の指導を受けて地域の方々と一緒に体操を行い、地域との交流を図っています。また、園庭の脇のプレイルームでは、異年齢クラスでの年齢別活動を行い、各年齢担当の保育士と子どもたちが個別に活動を楽しんでいます。園が位置する中区は豊かな国際性に溢れ、ことぶき保育園でも外国籍に係る子どもが通園する姿が見られ、保育士は、異文化のコミュニケーション技術の工夫・向上に努めています。

【ことぶき保育園の保育の目標】

ことぶき保育園の保育目標は「自分で考え行動できる子ども」、「自分や友だちを大切に、思いやりをもった子ども」、「友だちといきいき、仲良くあそぶ子ども」です。この保育目標を制定する前段階の「保育方針」には、「職員の資質向上、職員体制の形成」、「伝統文化の尊重と地域子育て支援」、「保護者との連携、協力関係の推進」、「関係行政、団体との連携、協力関係の維持」の4つを掲げ、地域性を加味し、将来の多文化共生の地域に貢献できる国際性豊かな人づくりを目指した保育を展開しています。外国籍に係る保護者が多い地域でもあり、特に中国籍の家庭が多く、生活習慣の異なる中で外国文化への配慮と、日本様式の理解を併せて進めていく難しさがあると思いますが、外国籍の職員を採用し、保護者および子どもとのコミュニケーションが図れるように配慮し、共通理解ができる保育園を目指して取り組んでいます。ことぶき保育園の1つの特徴として、幼児（3歳児～5歳児）を「そらグループ」と「ほしグループ」の2つのグループに分け、日常的に異年齢保育を実施している点が挙げられます。取り組みでは、プレイルームの活用や、園庭遊び、散歩などを通して異年齢クラス・年齢別クラスを適宜組み合わせ、年齢別の活動や、異年齢での活動がそれぞれに成立できる体制を構築し、推進しています。

【特に良いと思う点】

1. 異文化への配慮と日本文化の伝承

一般的に日本の保育園は日本人の子どもの育成を中心に構成されているため、外国籍の保護者、子どもにとっては不自由な面が多いとの意見がありますが、ことぶき保育園では保護者から快適な保育園生活を過ごせているとの評価も高く、評判が良いことが利用者アンケートからもうかがえます。外国籍の保護者への配慮では、27年度より中国語版の園のしおり（ことぶき保育園手冊）を作成し、配布できる体制ができています。また、外国語に対応できる職員を複数名採用し、英語、タガログ語を理解し、通訳できる職員も在籍し、言葉の壁はサポート体制によりある程度円滑に図られています。中区ではあらゆる言語の案内書も準備し、さらに、「コンシェルジュ宣言」により神奈川県子ども子育て支援を推進し、条例によって次世代の育成を支援しています。園もコンシェルジュ宣言を行い、地域的に行政共々、国際的に次世代の育成の推進を行い、併せて、日本の保育園生活のルールなどを繰り返し丁寧に伝え、日常生活も理解してもらえるよう努めています。

2. 子どもの健康な体作りの推進

ことぶき保育園では子どもの健康な体作りに力を入れています。特に力を入れているのは、毎日のお散歩と、週1回のリズム遊びを実施しています。ことぶき保育園は広い園庭を保有し、遊具も揃っていますが、子どもがカー杯遊ぶには園庭に留まらず、近隣の元町の裏手の丘陵地帯の公園を活用し、そこまで歩いて行くことでも体力が付き、公園に散歩に行った際は、思いっきり走り回って元気に遊び、体力を促進しています。リズム遊びでは、体力作りの一環として週1回、保育活動に取り入れ、職員は研修を受講して習得し、指導者として実践しています。リズム遊びの研修を受講した職員は、他の職員に伝え、ことぶき保育園としてのリズム遊びを定着させています。

3. 食事に関する取り組み

ことぶき保育園では第2項目の子どもの健康な体作りの基礎面の取り組みとして、「食生活の充実」と「楽しい食事」を推進しています。外国籍の子どもも多い中、充実した食育は重要な課題です。それぞれの国での食生活に違いがあり、例えば、出身の国では馴染みのない食材を、少しずつ慣れて美味しく食べてもらえるようになるまで、根気強く食をサポートしています。乳児（2歳児まで）は当初から盛り付けた食事を提供していますが、幼児（3歳児以上）はバイキング形式で食事をしています。幼児は盛り付けを自分で行うため、トングの使い方を教え、盛り付け量をサンプルとして示し、それを見ながら各自が盛り付けています。3歳児は、年間の後半から自分で盛り付けられるよう保育士が援助しています。献立では、季節の旬の食材を取り入れ、おやつは手作りを主流とし、行事食も行い、子どもたちが食事を楽しく、おいしく、完食できるよう力を注いでいます。

評価領域ごとの特記事項

1. 人権の尊重

- 理念・基本方針は、法人と連携して決定し、園目標は下記のように掲げ、利用者本人を尊重した内容になっています。1.良質な保育サービスを提供するために、職員の資質向上に努め、総合力を発揮できる職員体制を形成します。2.伝統文化を尊重し、地域の子育て支援活動の充実を図り、利用しやすい保育園、信頼される保育園を目指します。3.保護者との密接な連携、協力関係の推進を図ります。4.関係行政機関、関係団体との連携、協力関係の維持を図ります。理念・基本方針は採用時の研修や、園内研修などで説明し、人事考課の面談の機会にも理念等について触れ、理解の浸透を図っています。
- ことぶき保育園では、外国籍の子どもを考慮し、言葉のかけ方や援助の仕方について考え、子どもの気持ちを尊重し、威圧的な言葉、命令的な言葉は使用せず、穏やかにわかりやすい言葉で話すように心がけて接しています。子どもが知らない言葉は簡単な言葉に言い換えたり、個別にゆっくり話すなど配慮しています。保育士は、子どもを一人の個として尊重しながら、「良い・悪い」行為を伝えることも大切に考えています。
- 個人情報の取り扱いや守秘義務については、「個人情報取扱いガイドライン」

	<p>に沿って、定義・目的について全職員に周知徹底を図り、誓約書を提出しています。ボランティアや実習生にもオリエンテーションで説明し、周知しています。さらに、外国籍の家庭における認識の違いについても配慮しています。個人情報取り扱いについては、入園説明会で保護者に説明を行い、了解を得ています。個人情報に記載されている文書等は、施錠できる場所で管理し、保管しています。</p> <p>●性差に関する配慮では、遊びや行事での役割、持ち物や服装などの区別や、グループ分け、整列も性別で区別をすることはしていません。また、教材等も子どもが好きな色を選択できるようにしています。子どもや保護者に対して、父親・母親の役割を固定的に捉えた話し方や表現をしないように努め、保育士は固定観念で保育をすることはありません。</p>
<p>2.意向の尊重と自立生活への支援に向けたサービス提供</p>	<p>●保育課程は、地域の実態、周囲の環境を考慮し、保育理念、保育方針に沿って、全職員が関与し、各クラスで考えをまとめ、子ども本人を尊重する内容とし、養護・教育のねらいを掲げ、子どもの育ちの最善の利益を第一に考えて作成しています。さらに、文化、国籍の違いに配慮したものとなっています。保護者へは、入園式、保護者懇談会などで説明しています。保育課程に基づき、年齢ごとに年間指導計画を作成し、月間指導計画を立てて保育を実践しています。</p> <p>●子ども一人一人の状況に応じた個別指導計画を作成しています。0～2歳児については個別指導計画を作成し、特別な課題がある子ども、障害児なども含め、個別に指導計画を立案し、週案で振り返りと共に見直しを行っています。ただし、「手帳」を必要としない子どもの場合でも、個別指導計画および個別配慮欄に状況を記載して対応しています。子どもの発達状況に合わせ、柔軟に計画の見直しを行い、保育にあたっています。また、個別指導計画作成・見直しの重要部分については、保護者に説明し、同意を得ています。</p> <p>●子どもが自由に自分の気持ちを表現できる機会として、保育室に発達状況に応じた素材や用具、廃材や材料を用意し、子どもたちは自分で選び、作品作りやお絵かき、ぬり絵をする等、自由に遊びに取り組みできるようにしています。また、リズム遊びを保育に取り入れ、子どもたちは自由に体を動かして楽しんでいます。保育士はリズムの研修に参加して研鑽し、保育に生かしています。</p> <p>●保護者との情報交換は、送迎時に子どもの様子を直接口頭で伝え、乳児は連絡帳でその日の様子を伝えています。保護者の相談については、プレイルームや事務室で行い、保護者のプライバシーを守るよう配慮しています。相談は担当が受け、状況に応じて園長に報告し、園長は適切に対応できるよう助言しています。相談内容は個人記録に記載し、守秘を前提に職員間で共有を図り、継続的なフォローができるように配慮しています。さらに、相談・助言における研修に力を入れ、全職員が対応できるよう研鑽しています。日本語がわからない保護者については、中区の通訳ボランティアを依頼して対応しています。</p> <p>●保護者の保育参加について、予め、年間行事予定を配布および、口頭で説明を行い、保護者が予定を立てやすいように配慮し、保育参加は要望があれば受け入れています。保護者参加行事では、運動会、親子遠足、夏祭りを実施しています。また、保育参加や懇談会に出席できなかった保護者に対しては、資料や、個別に状況を伝えています。</p>
	<p>●新入園児の受け入れの際は、短縮保育（ならし保育）を行い、基本的に1週間程度を目安とし、家庭の事情を考慮して柔軟に対応しています。0歳、1歳児では、個別に主たる保育士が担当しています。保護者への連絡では、乳児（0～2歳児）は連絡ノートを使用し、毎日記入して保護者との連携を密にするようにしています。幼児（3～5歳児）はクラスノートを用い、その日の活動の様子等を</p>

3.サービスマネジメントシステムの確立

記載し、必要に応じて個別に記入して伝え、保護者との連携を図っています。進級児については、持ち上がりの保育士ができるだけ担当できるよう配慮し、在園児には保育体制の中で十分配慮しています。日本語が解らない子どもに対しては、同国の子どもが通訳する等、良いかかわり合いができています。

●障害児保育のための環境整備では、段差やバリアフリーに関して、施設環境面では十分とはいえませんが、玄関入口はスロープにし、シャワーの場所には排泄の介助用に手すりを備えています。関係機関との連携では、横浜市中部地域療育センター、中区の保健師や、中央児童相談所、園嘱託医、地域病院と必要に応じて相談、指導、情報を得られる体制を構築しています。職員は、個別配慮等、障害児に関する園内研修を実施して全職員で研鑽を図っています。また、統合保育を通して経験を積み重ね、楽しみや喜びを共感しています。

●虐待の定義については園内研修を実施し、全職員で学習して理解を深めています。特にネグレクトに留意し、園全体で子どもに十分愛情を注ぎ、見守ってくれる大人もいることを実感できるように保育にあたっています。虐待予防・早期発見については、関係機関と連携の下、気にかかる子どもや保護者に配慮し、話を聞くなど、見守り、対応に努めています。虐待が明白になった場合には、関係機関に連絡・相談する順番を定め、体制を整えています。

●アレルギー疾患のある子どもの除去食対応では、医師が記入した横浜市所定の「除去食申請に対する主治医意見書」に従い、栄養士、調理員、保育長、クラス担任が保護者と共に相談し、連携を密にして対応しています。また、食物アレルギー対応マニュアルに沿って実施し、職員は必要な情報や知識を深め、パート職員にも正規職員が伝え、全職員に徹底しています。給食時では、アレルギー専用トレーに除去の食品名を記入し、確認して誤食がないよう配膳しています。

●保護者からの苦情に関して、重要事項説明書に第三者委員に関して明示し、直接、苦情を申し立てることができることを説明し、第三者委員の連絡先も掲示しています。保護者から要望や苦情が言いやすいよう、玄関に意見箱を設置し、保護者アンケートを行い、懇談会でも意見を聞くようにしています。また、意見を表明するのが苦手な保護者には、登降園時に入り口近くで迎え・見送りで声掛けを行い、相談等がしやすくなるよう努めています。外部機関として、区役所など公的機関（権利擁護機関、相談機関）と連携し、必要に応じて第三者委員を交え、相談・苦情解決にあたる体制を整え、相談できることを伝えています。苦情や要望を受ける体制では、職員会議で内容を周知し、解決策を話し合う体制を整えています。苦情、要望に関しては、記録および整理し、問題解決と再発防止に生かしています。

●感染症について、登園停止基準や保育中に感染症等の疑いが生じた場合の対応は、重要事項説明書に明記しています。保護者へは入園の面接において詳しく説明しています。保育中に発症した場合は、速やかにクラス名を示して掲示を行い、保護者に伝えています。地域等で感染症が発生した時は、情報および対処方法を保護者に周知しています。職員には、職員会議や連絡にて感染症に関する最新情報の共有を図っています。保護者に対し、感染症の対応マニュアルを貼り出し、喚起に努めています。

●外部からの侵入に対して、不審者侵入を想定した不審者対策訓練を実施しています。玄関は施錠して、保護者・来園者はインターホンのカメラで確認後、解錠し、不審者等の侵入を防止しています。地域の警察とも連携を図り、不審者情報を入手しています。

●地域の子育て支援サービスのニーズを把握する取り組みでは、地域子育て支援活動を通して把握に努めています。また、相談事業として、園庭開放での来園者を中心に見学者からも相談を受ける中で子育て支援ニーズを把握しています。関

4.地域との交流・連携

係機関や他施設との協働で、園長会主催の検討会や研究会に参加し、区内の育児支援ニーズなどを検討しています。地域の子育てニーズは、寿地区自治会や寿町勤労者福祉協会、寿福祉センター保育所と協力し、地域行事に関しての打合せに参加し、要望等を把握しています。地域の子育て支援サービスでは、園庭開放、プール開放を実施しています。

●地域住民に対する園の情報提供については、子育て支援事業の情報を園に貼り出しています。育児相談は、曜日を定めて受け付けていることを地域に発信しています。また、近隣の不老町地域ケアプラザで開催している子育て支援事業「あのね」と協働し、情報提供や育児相談を実施しています。育児支援のお知らせや保育園情報は、中区子育て情報サイト、広報よこはま中区版に詳細に掲載され、分かりやすく情報が提供されています。また、中区グランマ保育園（気軽に遊べて相談できる地域の子育てを応援する保育園）として地域の相談機能としても活躍しています。

●地域への園の理解促進のための取り組みとして、行事（運動会）に寿福祉センター保育所の園児や、ことぶき保育園の卒園児を招待し、園の取り組みや子どもの様子を見てもらう機会を設けています。地域自治会や同系列の生活館（同ビルにある）とは防災会議へ参加し、計画的に交流しています。また、年間を通して小学校と交流を行う等、地域と良好な交流を図っています。園庭の開放、プール開放の他、音楽などの練習で音を出す時には近所を回りお詫びの挨拶をしています。地域の親子に向けた絵本の貸し出しも積極的に行っています。

●ボランティアの受け入れでは、例年、近隣の高校生を受け入れています。「ボランティア受け入れマニュアル」を整備し、受け入れ担当は園長とし、事前にオリエンテーションを行い、基本方針や心得の理解を促しています。ボランティア受け入れの際は、個人情報の説明し、確認しています。園児、保護者には説明しています。ボランティア受け入れ記録は残し、ボランティアからの意見は今後の参考にしています。

5.運営上の透明性の確保と継続性

●園のサービス内容・保育方針などの情報提供は、法人のホームページ、園独自のホームページや、中区のホームページ、横浜市の「ヨコハマはぴねすぽっと」に園の情報を掲載し、情報提供をしています。また、園のパンフレットを作成して、見学者や来園者に渡しています。園見学の問い合わせに関しては、随時見学を受け付け、常時対応できる体制にて、柔軟に希望者の都合に応じています。来園者には丁寧に説明をしています。

●職員の守るべき規範は、法人では規程集を策定し、文書化して職員に周知しています。予算や運営状況は、公益財団法人であり、情報は公開が義務付けられており、法人のホームページでも公開しており、誰もが知ることができます。他施設での事例を通し、職員会議で検討し、職員は守るべき規範について再確認しています。また、コンプライアンスについては職員に徹底周知を図り、保育士は子どもたちの見本となるよう心がけています。

●環境整備では、リサイクルやゴミの減量に努め、廃材は保育に生かせるよう積極的に実施しています。取り組みの1つとして、ゴミ箱にはゴミ袋を付けずに使用し、その都度ゴミ箱を洗って使用しています。緑化推進では、栽培を楽しみながら緑化をすすめ、夏は、朝顔のグリーンカーテンで工夫しています。また、電気をこまめに消すように努め、省エネルギーの促進を図っています。また、横浜市の「3R夢プラン」について明文化し、園全体で取り組んでいます。

●中・長期計画については、法人の理事会において運営計画、中長期計画、事業計画を作成しています。時代の変化に対応し、常に運営やサービスプロセスの新たな仕組みを検討しています。

6. 職員の資質向上の促進

●実習生の受け入れでは、積極的に受け入れ、「実習生受け入れマニュアル」により、実習担当は保育長、園長が対応し、事前にオリエンテーションを行い、基本方針や心得、留意事項の理解を促しています。受け入れにあたっては、職員に周知し、子どもたちに伝えると共に保護者にも説明しています。個人情報に関しては誓約書にサインをしてもらい、受け入れ記録は保管しています。実習では、学校の要請に沿って実施し、実習が効果的に行われるようプログラムを工夫しています。実習終了後はレポート提出と反省会を行い、意見交換を行い、意見は保育の参考にしています。

●人材構成については、法人が現状に沿う職員を配置し、横浜市基準の必要最低限の人材は確保しています。欠員が生じた場合は、速やかに要員確保に努め、随時、採用面接を行い、余裕ある職員数の確保を心掛けています。職員は各自の目標を設定し、園長と振り返り、達成状況や適性について確認し、資質向上に努めています。

●職員、非常勤職員の研修体制については、外部研修を含めた研修計画を細かく作成し、階層別教育のカリキュラムを検討・作成し、実践に即した育成に努めています。法人内部研修では、必要に応じて正規職員、非常勤職員が受講できる体制となっており、参加できない非常勤職員には、クラス担任から伝えています。園外研修については、経験年数や役割に応じた知識・技術を身につけることを目的にして積極的に参加させています。研修後は、職員会議で報告し情報を共有しています。

●職員は段階に応じた階層別研修を受講し、園内研修は1年に3～4回企画・実施をして研鑽を図っています。事例検討では、良いサービス事例を基に勉強会を行い、サービスの向上に努めています。外部からは、中部地域療育センターの巡回職員による実地指導や、中区の保健師の指導、心肺蘇生法の指導等を受けて技術の向上に努めています。

●職員の年間役割分担表を定め、業務はできる限り現場の職員に権限を委ね、各自責任を持って対応し、園長、保育長に報告・連絡・相談を徹底しています。職員からの業務改善提案は職員会議で意見を吸い上げています。園長は、年1～2回、職員と面接を行い、個々の年間目標の達成度と併せて職員の満足度や要望についても把握しています。